

金利スワップの特例処理

ヘッジ会計⑤

金融調査部 研究員 斎藤航

金利スワップはデリバティブに該当するため、通常、毎期末に時価評価を行わなければなりません。しかし、要件を満たす場合、金利スワップを時価評価しない会計処理が認められています。金利スワップの特例処理と呼ばれ、ヘッジ会計の一種です。第18回は、金利スワップの特例処理について見ていきます。

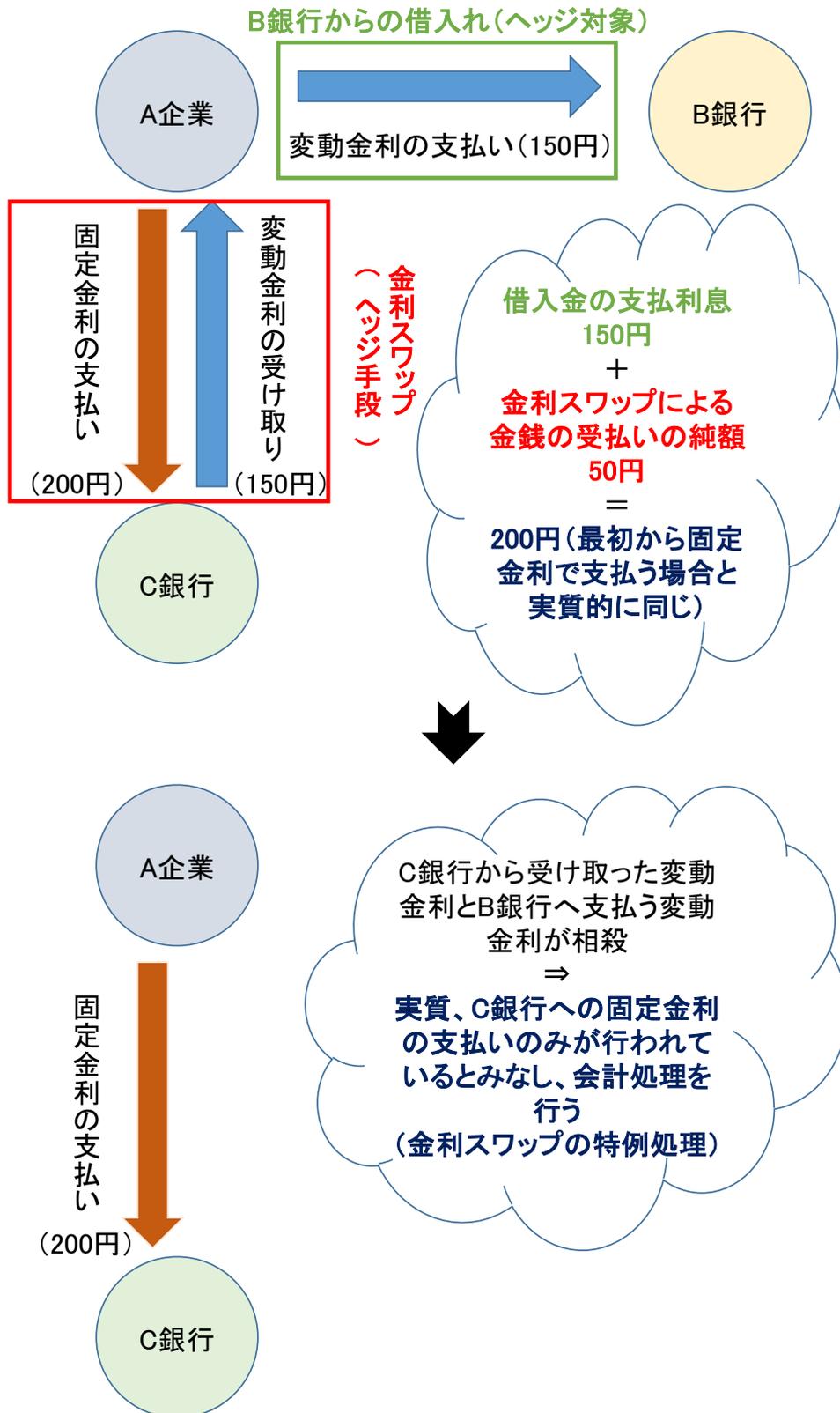
金利スワップの特例処理では期末に時価評価を行わない

第13回で説明した通り、金利スワップはデリバティブに該当するため、原則として毎期末に時価評価を行います。しかし、後述する要件を満たす場合は、金利スワップを時価評価しない例外的な会計処理が認められており、金利スワップの特例処理と呼ばれます。金利スワップを時価評価しない代わりに、金利スワップによる金銭の受払いの純額をヘッジ対象の利息に加減します。

例えば、変動金利での借り入れについて、金利が変動するリスクを避けるため、変動金利を受け取り固定金利を支払う金利スワップを締結した場合、実質的に固定金利で借り入れたのと同じ効果があります。詳細は後述しますが、一定の要件を満たしたときに、金利スワップによる金銭の受払いの純額をヘッジ対象の利息に加減することで、実質的に支払利息が固定金利に変換されたことを会計上でも表現できます。

金利スワップの特例処理はヘッジ会計の一種です。第14回で説明した通り、繰延ヘッジ会計は、ヘッジ対象とヘッジ手段の損益の計上時期のずれをなくすために、本来損益計上するヘッジ手段の損益を繰り延べるという会計処理でした。一方で、金利スワップの特例処理は、認識のずれを一致させるというよりも、金利スワップ（ヘッジ手段）の時価変動額を損益に計上しないことで、認識のずれを生じさせないようにしたものであると捉えることもできます。

図表 金利スワップの特例処理のイメージ



(注) B銀行とC銀行は同じ金融機関であっても構いません。

(出所) 企業会計基準委員会「金融商品に関する会計基準」などより大和総研作成

金利スワップの特例処理のイメージ

簡単な例として、A企業がB銀行から変動金利で元本金額10,000円の借入れを行う場合を考えてみます（図表）。A企業は金利が変動するリスクを避けるため、C銀行から変動金利を受け取り、その代わりにC銀行に2%の固定金利を支払う金利スワップ契約を締結しました。借入金ヘッジ対象、金利スワップがヘッジ手段になり、金利スワップの特例処理の要件を満たすとします。また、金利の決済は年に1回だけ行われる単純な場合を想定しており、本年の利払日の変動金利は1.5%であったとします。

以上の前提条件をまとめると、本年の利払日には、A企業はB銀行に1.5%の変動金利を支払いますが、一方で、金利スワップにより、A企業はC銀行から1.5%の変動金利を受け取る代わりに2%の固定金利を支払います。従って、A企業にとっては、C銀行から受け取った変動金利とB銀行へ支払う変動金利が相殺され、実質、A企業は変動金利ではなく固定金利を支払えばよくなります。

受払いする利息の額を計算してみます。図表のように、借入金の変動金利の支払額は $10,000\text{円} \times 1.5\% = 150\text{円}^1$ となります。また、金利スワップの想定元本が10,000円だとします。想定元本とは、金利スワップなどのデリバティブ取引において、金利の計算のために想定される元本のことです。金利スワップの固定金利の支払いは $10,000\text{円} \times 2\% = 200\text{円}^2$ 、変動金利の受け取りは $10,000\text{円} \times 1.5\% = 150\text{円}^3$ と計算されます。

会計処理としては、まず、ヘッジ対象である借入金の支払利息につき、150円を費用として計上します。

次に、金利スワップの特例処理を適用し、金利スワップを時価評価しない代わりに、金利スワップによる金銭の受払いの純額をヘッジ対象の利息に加減します。金利スワップの受払いの純額（受取額－支払額）は、 $150\text{円} - 200\text{円} = -50\text{円}$ となり、マイナス（費用）なので、借入金の支払利息（費用）に加算します。そのため、支払利息は合計で、 $150\text{円} + 50\text{円} = 200\text{円}$ となります。

仮に始めから固定金利2%で借入れをしていたとすると、支払利息は、 $10,000\text{円} \times 2\% = 200\text{円}^4$ となるので、金利スワップの特例処理により、実質的に固定金利で利息を支払う借入金と同じように会計処理したことになります。

このように、変動金利で利息を支払う借入金について、金利の変動リスクを回避するために、変動金利を固定金利と交換する（固定金利を支払い、変動金利を受け取る）金利スワップ契約を締結した場合、一定の条件を満たし、金利スワップがヘッジ対象の資産・負債とほぼ一体とみなされるケースでは、実質的に固定金利で利息を支払う借入金とほぼ同じになるので、会計上も、

¹ 借入金の元本金額×変動金利

² 想定元本×固定金利

³ 想定元本×変動金利

⁴ 借入金の元本金額×固定金利

固定金利で利息を支払う借入金とみなして会計処理を行うこととなります。

上記は単純化した例でしたが、次回、より具体的な金利スワップの特例処理につき、仕訳例とともに示します。

金利スワップの特例処理の条件

金利スワップの特例処理は、原則の時価評価を行わない例外的な処理であるため、その適用要件は厳しくなっています。適用するためには、以下の条件をすべて満たす必要があります。

- ① 金利スワップの想定元本とヘッジ対象の資産・負債の元本金額がほぼ一致していること。
- ② 金利スワップとヘッジ対象の資産・負債の契約期間および満期がほぼ一致していること。
- ③ ヘッジ対象となる資産・負債の金利が変動金利である場合には、その基礎となっているインデックス（金利指標）が金利スワップで受払いされる変動金利の基礎となっているインデックスとほぼ一致していること。
- ④ 金利スワップの金利改定のインターバル（前の金利改定から次の金利改定までの間隔）および金利改定日がヘッジ対象の資産・負債とほぼ一致していること。
- ⑤ 金利スワップの受払条件がスワップ期間を通して一定であること。
- ⑥ 金利スワップに期限前解約オプション、支払金利のフロアまたは受取金利のキャップが存在する場合には、ヘッジ対象の資産・負債に含まれた同等の条件を相殺するためのものであること⁵。

①について、金利スワップの想定元本の金額と、ヘッジ対象の資産・負債の元本金額が5%以内の差異であれば、ほぼ一致していると考えられます。

②について、契約期間または満期の長さによって、一概に何日または何か月異なっている場合が要件に該当しないということはありませんが、その差異日数が金利スワップとヘッジ対象の資産・負債の契約期間または満期のいずれかの5%以内であれば、ほぼ一致していると考えられます。例えば、期間5年の金利スワップであれば、3か月の差異までほぼ一致していると考えられるため、期間4年9か月の借入金は、ほぼ一致しているといえます。

③について、変動金利は、ロンドン銀行間取引金利（LIBOR）や東京銀行間取引金利（TIBOR）などのインデックス（金利指標）をもとに計算されます。ヘッジ対象となる資産・負債の金利が変動金利である場合には、その基礎となっているインデックスと金利スワップで受払いされる変動金利の基礎となっているインデックスが、直近の一定期間において、高い相関関係を示していることが確認されている場合には、ほぼ一致しているものとして扱うことができます。

⁵ 本シリーズでは詳細は触れません。

④について、金利取引は3か月を単位として行われることが比較的多いため、金利改定日およびインターバルの差異は最大でも3か月以内でなければ、ほぼ一致しているとはいえないとされています。

⑤について、同一の固定金利および変動金利のインデックスが、スワップ期間を通して使用されることが求められます。

このように、金利スワップがヘッジ対象の資産・負債とほぼ一体とみなされることが必要です。

次回は、金利スワップの特例処理の会計処理例を説明します。

(次回予告：第19回 金利スワップの特例処理の会計処理)

以上